

東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正調査委員会規程

目 次

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (調査委員会の設置)
- 第 4 条 (本調査の通知)
- 第 5 条 (本調査の実施)
- 第 6 条 (本調査の中間報告)
- 第 7 条 (調査における研究又は技術上の情報の保護)
- 第 8 条 (不正行為の疑惑への説明責任)
- 第 9 条 (不正の認定)
- 第 10 条 (認定の方法)
- 第 11 条 (調査結果の通知及び報告)
- 第 12 条 (不服申立て)
- 第 13 条 (再調査)
- 第 14 条 (調査結果の公表)
- 第 15 条 (本調査中における一時的措置)
- 第 16 条 (研究費の使用中止)
- 第 17 条 (論文等の取下げ等の勧告)
- 第 18 条 (措置の解除等)
- 第 19 条 (処分)
- 第 20 条 (是正措置等)
- 第 21 条 (守秘義務)
- 第 22 条 (事務)
- 第 23 条 (規程の改廃)

(目的)

第 1 条 この規程は、東京家政大学・東京家政大学短期大学部研究不正防止規程（以下、「規程」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づき、東京家政大学及び東京家政大学短期大学部（以下、「本学」という。）における研究費の不正使用等の調査に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程における定義は、規程第 2 条の規定によるものとする。

(調査委員会の設置)

第 3 条 最高管理責任者は、規程第 25 条第 1 項に基づき本調査を実施することを決定したときは、調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

一 統括管理責任者

二 最高管理責任者が指名した者 若干名

3 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、前項の委員に加え、研究分野の知見、法律の知識を有する者等、最高管理責任者が指名する外部有識者若干名を含めるものとする。

4 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、調査委員会の委員の半数以上は外部有識者でなければならない。

5 全ての調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

6 委員長は統括管理責任者とする。委員長の事故あるときは、委員長が委員の中から指名する者がその職務を代理する。

(本調査の通知)

第 4 条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
- 3 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

- 第5条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
 - 4 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、調査委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。
 - 5 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査する。
 - 6 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。
 - 7 調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 8 調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 9 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。
 - 10 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
 - 11 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

- 第6条 最高管理責任者は、本調査の終了前であっても、通報された事案に係る配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を配分機関及び関係省庁に提出するものとする。
- 2 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び関係省庁に提出する。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

- 第7条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第8条 調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続に則って行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第5条第8項の定める保障を与えなければならない。

(不正の認定)

- 第9条 調査委員会は、原則として本調査を開始した日から起算して150日以内(通報の受付から210日以内)に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文

等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。また、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を最高管理責任者に提出する。

- 2 前項に掲げる期間に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、最高管理責任者に報告しなければならない。
- 5 最高管理責任者は、不正が認められた場合は、その原因となった制度、運用体制、再発防止のために実施すべき是正措置について理事会等へ報告し、その意見を求めることができる。

（認定の方法）

- 第10条 調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行うものとする。
- 2 調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

（調査結果の通知及び報告）

- 第11条 最高管理責任者は、速やかに、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、最高管理責任者は、前項の通知に加えて、第9条第1項に定める最終報告書により、調査結果を当該事案に係る配分機関及び関係省庁に報告するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

（不服申立て）

- 第12条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。最高管理責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第3条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第4条各号に準じた手続を行う。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 最高管理責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは通報者に対して通知し、通報者から不

服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、その事案に係る配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

（再調査）

第13条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。

- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに最高管理責任者に報告する。報告を受けた最高管理責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
- 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに最高管理責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して最高管理責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 最高管理責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、調査対象となる研究活動が公的研究費によるものである場合、配分機関及び関係省庁に報告する。

（調査結果の公表）

第14条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていた場合又は合理的な理由がある場合は、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 最高管理責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。
- 7 本学において発生した不正の調査結果は、再発防止の観点から、処分も含めて構成員に周知する。

（本調査中における一時的措置）

第15条 最高管理責任者は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 調査対象となる研究活動が公的研究費によるものであり、配分機関又は関係機関から被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、最高管理責任者は、それに応じた措置を講じるものとする。

（研究費の使用中止）

第16条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部に

ついて使用上の責任を負う者として認定された者（以下、「被認定者」という。）に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

（論文等の取下げ等の勧告）

第17条 最高管理責任者は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を最高管理責任者に行わなければならない。

3 最高管理責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

（措置の解除等）

第18条 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

2 最高管理責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

（処分）

第19条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定され、かつ、被認定者が本学の研究者等である場合、最高管理責任者は、被認定者に対して、学校法人渡辺学園就業規則及びその他本学の関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

2 公的研究費による研究活動に対して前項の処分が課されたときは、最高管理責任者は、配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

（是正措置等）

第20条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、最高管理責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下、「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 公的研究費による研究活動に対して前項に基づき是正措置等を取った場合は、最高管理責任者は、その内容を該当する配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

（守秘義務）

第21条 調査委員会の委員及び本規程に基づき調査に携わる全ての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（事務）

第22条 この規程に関する事務は、教育支援センター教育・研究支援課及び狭山学務部学務課において行う。

（規程の改廃）

第23条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長の承認を得なければならない。

附則

この規程は、令和4年9月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

公益通報に関する調査委員会規程（平成27年4月1日制定）は、廃止する。

附則

この改正された規程は、令和7年4月1日から施行する。